

伝統を守る ④7

かざ
銑り師

■一之瀬^{あつし}さん

(50歳・鍛冶町)

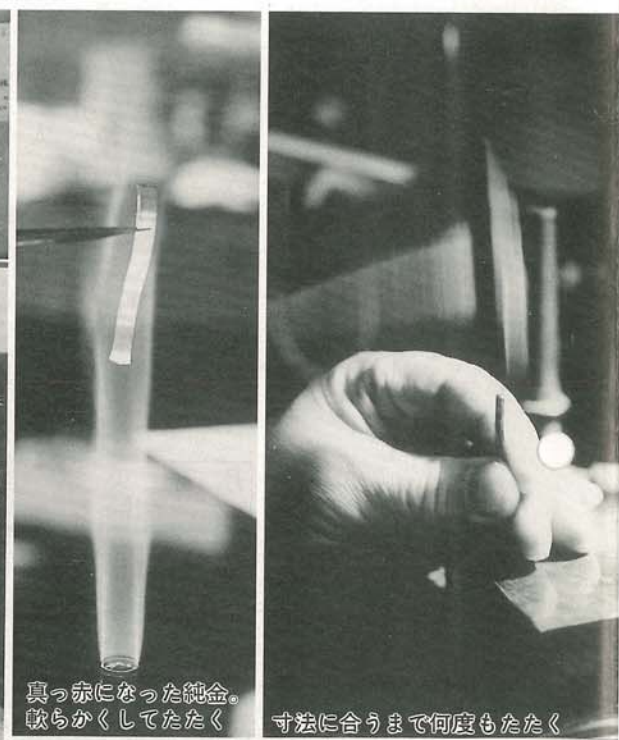
かんざし、帯止め、きせる(煙管)などの金具を細工する職人を銑り師^{かざりし}といい、一之瀬さんは先代から続く35年のベテランです。今では、「貴金属加工」「ジュエリー・リフォーム」

などといった看板を掲げていますが、「製品が指輪、ネックレス、ブローチに変わっただけで、仕事内容は昔と同じだねエ」と、金づち、金床(たたき台)をなでるように磨きながら、こう切り出しました。

この日(2月4日)は、客から依頼されたもので、純金の小判(記念品)を溶かして平打ちの指輪にする作業。(金の)溶かし、たたき、ロール機による伸ばし、寸法合わせ、切断、ろう付け、磨きなど、簡単なも

のでもざっと10工程は要するとか。

「純金(24金)は軟らかいので、800度ほどで溶ける。プラチナは、1,000度ぐらいかなア」と、小判を酸素バーナーで溶かしながら緊張気味に話します。冷え固まった金は、金床に置かれ、金づちで即座に何百、何千回とたたかれます。トントン、トントン。トントン、トントン…。「いつも、これでいいということはないなア。毎日が研究だねエ」と現代の銑り職人は謙虚です。



金を加工、手技冴え



市政
Q&A

防火の輪

3月1日(火)～7日(月) 春の火災予防運動

つなげて広げて
なくす「火事」！

■消防本部
(260119)

Q₁ 冬から春にかけては、火災の多い時期だと聞きました。ここで、最近の市内の火災状況について教えてください。

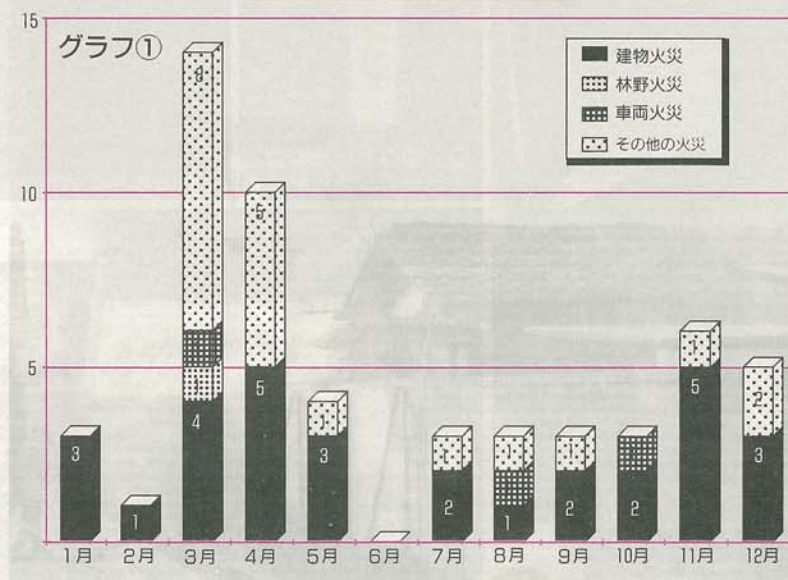
A₁ 火災は、冬から春先にかけての時期が一年を通じて最も多いのをご存じですか。この時期は空気が乾燥し、強風が吹くなど、火災が発生しやすい条件がそろっています。また暖房器具を使うなど、火を扱う機会が多くなり、それだけに、ちょっとした火への不注意が大きな火災につながります。

平成五年、一年間に起きた火災は五十五件（前年比二十五件

増）。損害額は総額五千九百九十四万円、一世帯当たりでは一千二百八十九円でした。これは前年に比べ、総額で八百九十四万円、一世帯当たりで二百八円増えています。また、火災による死者は四人（六十五歳以上一人、四十歳代一人、三十歳代二人）で、前年に比べ三人増えています。

「グラフ①」を見ると、三月と四月に火災が集中しているのがわかります。また「グラフ②」では、建物火災の出火原因がガスコンロによる天ぷらなべなどの過熱、ストーブなど暖房器具による火災が目立ちます。このような火災の多くは、日ごろの心がけしだい、かなり防げることができます。

月別火災件数
平成5年 上田市



市の動き



- 7日 塩田西デイサービスセンター
開所式(舞田・旧塩田西保育園)
- 11日 中国・浙江省寧波市からの農
業研修生受け入れ式(沈定富さん・
30歳、鐘国勇さん・30歳) / 上田
市主任児童委員委嘱書交付式(15
人)
- 12日 市民と市長の日 / 上田市都市
計画審議会
- 15日 成人式(市民会館・1,775人)
- 16日 消防出初め式(一中から市民
会館までパレード) / 北国街道・
柳町保命水環境整備事業披露完成
式(柳町自治会館) =写真下=
- 24日 オーストラリア・ビクトリア
州訪日団が表敬訪問(6人)
- 25日 全国市長会(東京)
- 26日 太郎山を語る会(登山回数上
位15人)
- 27日 「創造の森」整備事業起工式
(東塩田・猫山観音堂)
- 30日 上田市母子寡婦福祉会(勤労
者福祉センター)
- 31日 上信越自動車道ほか現地視察



市民と市長の日

3月2日 午前9時
日水 ~正午

市長室
(市役所3階)



火の用心 7つのポイント

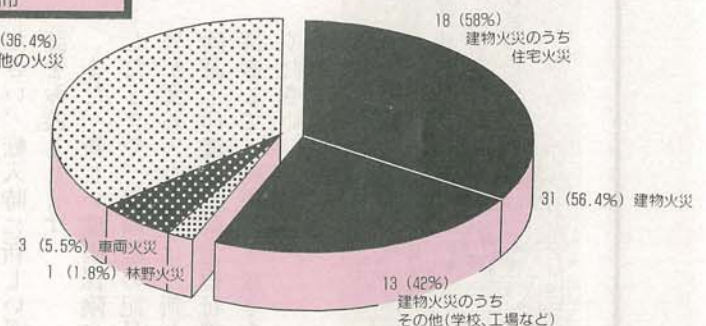
- ①寝たばこや、たばこの
投げ捨てをしない
- ②子どもには、マッチ
やライターで遊ばせ
ない
- ③風の強いときは、た
き火をしない
- ④天ぷらを揚げるとき
は、その場を離れな
い
- ⑤家の周りには燃えや
すいものを置かない
- ⑥ふろの空だきをしな
い
- ⑦ストーブには、燃え
やすいものを近づけ
ない

A2 今年も三月一日(火)か
ら同七日(月)まで「春の
火災予防運動」が実施
されます。この春は山火事・車
両火災などを含めた運動を重点
に行います。特に山火事は、周辺
でのたき火やたばこの不始末に
よるものが多く、風の強い日や

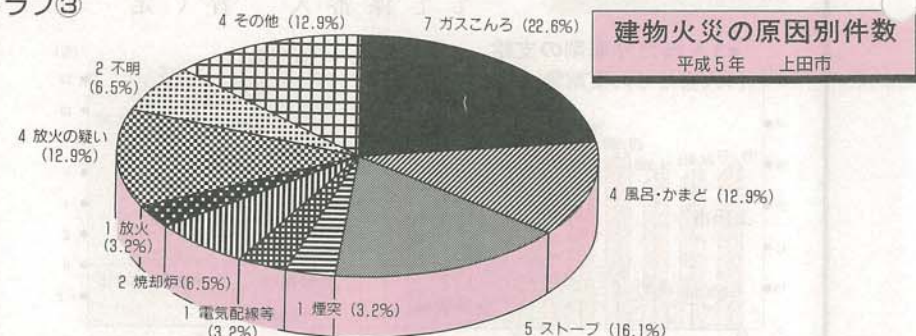
乾燥した日は、じゅうぶん注意
するようにしてください。
火災が起こると、初期消火に
夢中になって、避難する時期を
失ったり、発見するのが遅れる
ことから、煙にまかれて一酸化
炭素中毒で死亡する危険性が高
くなります。火災から生命を守
るために、特に高齢者は避難し
やすい部屋で休むなどの工夫を
しましょう。万一火災になった
ら、炎が天井に触れたときには、
いち早く避難するようにしてく
ださい。

火災種別件数 平成5年 上田市

グラフ②



グラフ③



建物火災の原因別件数 平成5年 上田市



天ぷらなべを扱うときは要注意



火災を発見したら、まず消防署へ

お年寄りの
健康な毎日に

老人保健

病(医)院の受付では 保険証と医療受給者証を 提示してください！

老人保健で医療が 受けられるのは

老人保健で医療が受けられるのは、上田市に住所があり、次に当てはまる場合です。

①七十歳に達した月の翌月から(誕生日が一日の場合はその月から)

②六十五歳以上七十歳未満で、一定の障害があり、市長の認定を受けた人(認定を受けた月の

翌月から。認定日が一日の場合は、その月から)

お医者さんにかかるときは、医療受給者証(健康手帳)と保険証を提出してください。

二 どのようなときは 市町村の窓口へ

転出するときは、受給者証は高齢者福祉課へ返してください。転出後は、上田市で交付した受給者証は使用できませんので、

転出先の市区町村で新しく交付してもらってください。

再度、上田市へ転入する予定でも、転出時には必ずお返しください。転入時に新しい受給者証をお渡しします。

また、新しい健康保険に加入したときや、保険証の記号・番号が変わったときは、新しい保険証と印鑑を高齢者福祉課まで持参して、変更の手続きをしてください。

お医者さんへ
上手にかか
るには…

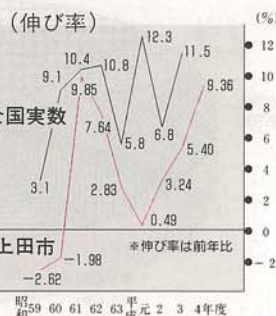
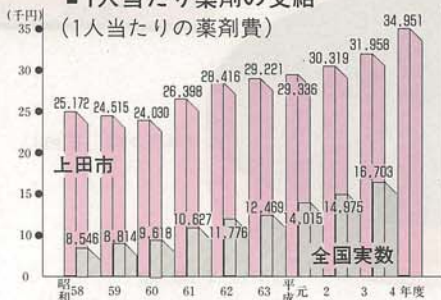
チェック ポイント

▽保険証、健康手帳、医療受給者証を必ず持参しましょう。
▽お医者さんを信頼し、病院めぐりはやめましょう。
▽薬をむやみに欲しがるの

はやめましょう。
※お医者さんとの信頼関係を無視すると、治療が無駄になるばかりか、大切な医療費を浪費してしまうことになります。



■1人当たり薬剤の支給
(1人当たりの薬剤費)



薬

くすり

上手につきあう“ポイント”

●複数の病院にかかるとき
他のところの処方薬があれば、医師に見せるように。
同じ薬の重複や、飲み合わせによる薬の事故を防ぐことができます。

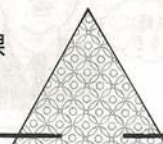


●過去に副作用の経験者
受診時に副作用の症状、薬の名前などがわかれば医師に話しましょう。そのためにも薬をもらうときは、ぜひ薬の名前を聞くように。



健康でいきいきとした毎日を

■高齢者福祉課
(内線1624)



皆さんの健康を支える保険税 (国保Q&A)



国保は1人ひとりの健康を支えます

Q₁ 国保(国民健康保険)とは、どのような制度なのですか？

A₁ 基本的には、国保(国民健康保険)の加入者がお互いに出し合うお金(保険税)と国からの負担金で、もしもの時に安心して医療機関にかかるようにする助け合いの制度です。

Q₂ 国保には、どのような人が加入するのですか？

A₂ 国民は、必ずいずれかの医療保険に加入することが義務づけられています。他の医療保険(健康保険や共済組合など)に加入していない人(例えば自営業の人や会社を退職した人、アルバイトやパート勤務の人など)は、本人の意思にかかわらず、必ず国保に加入しなければなりません。

Q₃ 国保の加入や脱退の手続きは、だれが、いつするのですか？

A₃ 世帯主(家族でもよい)が、必ず十四日以内に市役所に届け出をしなければなりません。例えば、勤務先の会社などでは、国保の手続きをいっさいしませんが、退職して健康保険の適用がなくなった場合は、国保の加入手続きが必要です。また、就職して健康保険の適用になった場合には、国保の脱退手続きが必要になります。

Q₄ 保険税(国民健康保険税)とは、どのような税金なのですか？

A₄ 上田市が負担する医療費の必要額を確保するため、国保の加入世帯に保険税を課税しています。保険税は、次のようにして決められます。

Q₅ 保険税を滞納するとどうなりますか。また滞納したまま市外へ転出した場合は？

A₅ 保険税は、医療費支払いのために必要な額をみんなで負担していますので、滞納は許されません。滞納すると制度上、医療費を全額自己負担していただくたり、高額療養費、助産費、人間ドック補助金などの支給額は滞納税額に充てますので支給されません。そして滞納税額のほか、督促手数料と延滞金がかかります。また滞納処分のため、勤務先への給与調査、取引先(得意先)への取引調査、金融機関への資産調査などを行いますので、社会的地位や信用を失う場合があります。

また、市外に転出しても滞納税額は減りません。逆に延滞金が増加され、前記と同様の滞納処分を行います。

また、課税内容は次の四項目です。

①均等割：世帯の加入者数に応じて計算(一人当たり一万五百円) ②平等割：一世帯当たりの額(一世帯当たり一万一千円) ③所得割：世帯の加入者の前年の所得に応じて計算 ④資産割：世帯の加入者の当年度の固定資産税額に応じて計算

これら四項目の合計が、一年間に納めていただく保険税額です。

また、課税内容は次の四項目です。

①均等割：世帯の加入者数に応じて計算(一人当たり一万五百円) ②平等割：一世帯当たりの額(一世帯当たり一万一千円) ③所得割：世帯の加入者の前年の所得に応じて計算 ④資産割：世帯の加入者の当年度の固定資産税額に応じて計算

これら四項目の合計が、一年間に納めていただく保険税額です。

人間ドック 受診者に補助金を

▷対象 35歳以上の市民で国保の加入者、または国保加入者以外でも助成制度がない人や、下記の補助額より低額の人 ▷補助額 ①1泊2日ドック=20,000円②半日ドック=10,000円 ▷申請に必要なもの ①検査費用領収書②保険証③印鑑④口座番号のわかるもの ▷問い合わせ 国保年金課(内線1367)、保健予防課(内線1373)

上田市長選挙 上田市議会議員補欠選挙

投票日

3月13日(日)

★投票できる人

投票日現在、満二十歳以上で、平成五年十二月五日(日)以前から、引き続き上田市に住んでいて、住民登録がなされ、さらに選挙人名簿に登録されている人です。なお、投票日までに出した人は、入場券が郵送されても投票できません。

★市内に転居された人

二月二十五日(金)までに市内で住所を移し、市役所市民課から支所で転入の手続きが済んでいる人は、新しい住所地の投票所で投票できます。

二月二十六日(土)以後の市内転居者は、前住所地の投票所で投票してください。

★投票できない人

選挙人名簿に登録されていない人も、現実にはそこに住んでいない人。例えば、大学などに修学のため、住民票を上田市に置いて、たまたま市外に居住している人は、入場券が郵送されても投票できません。

★入場券

投票所の入場券は、全部郵送によってお届けします。入場券は、郵便はがき一枚に世帯単位、の四名連記となっていますので、一人ずつ切り離して投票所へお持ちください。入場券が届かない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますが、投票日近く

になっても届かないときは、選挙管理委員会(内線1671・1672、有線②0961)へお問い合わせください。

★投票できる時間

投票時間は午前七時から午後六時までです。ただし、須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後五時までです。投票はなるべく早めに、時間の余裕をみて行いましょう。

★投票のしかた

■投票の順序
投票所では、先に上田市長選挙の投票を済ませ、次に上田市議会議員補欠選挙の投票を済ませてください。

■投票の方法

市長選 (投票用紙は白色紙に黒刷)

いすれかの欄に○印を つだけおす。

上田市長選挙投票用紙見本

上田市長選挙投票	氏名	印
○	氏名	印
△	氏名	印
◇	氏名	印
□	氏名	印
□	氏名	印
□	氏名	印
□	氏名	印

備付の○印のゴム印以外のものを
使用して○印をしたものは無効投票
になります。

①上田市長選挙：記号式投票です。次、次の投票用紙を使用し、候補者氏名に投票所備え付けのゴム印で○印を押して投票してください。

市議補選 (投票用紙は桃色紙に黒刷)

上田市議会議員補欠選挙投票用紙見本

候補者氏名	氏名	印
○	氏名	印
△	氏名	印
◇	氏名	印
□	氏名	印
□	氏名	印
□	氏名	印
□	氏名	印

■自分で書けない人などは
投票は、自分で書くことが原則ですが、手にけがをしていたり、字を知らないで書けない、または○印を押すことができないときなどは、投票所の係が代わって書いて(印を押して)投票することがあります。秘密は厳守されますので、安心して、遠慮なく申し出てください。

こんなときには不在者投票を

投票は、投票当日に決められた投票所で投票するのが原則ですが、投票日に自分の投票区外で仕事をしていたりとか、市外へ旅行していたりとか、病気や出産などで入院してどうしても投票所へ行ける見込みのない人は、不在者投票制度をご利用ください。しかし、あくまでも例外的なものですので、次のような理由が必要でです。

★不在者投票ができる人

▽投票日に、自分の投票区の区域外で、職務または業務に従事中の人
▽やむを得ない用務のため、市外に旅行または滞在中の人
▽投票日またはその前後に、手術や出産などが予定されていて、

投票日に投票所へ行くのが困難と予想される人
▽「不在者投票のできる施設」の指定を受けた病院や施設に入っている人

★不在者投票の手続き

■上田市で投票を行う場合
①入場券（届いているとき）と印鑑を持って選挙管理委員会室（市役所四階）へ。投票日に投票所へ行けない理由を、宣誓書（選挙管理委員会にあります）に書いていただきます。
②宣誓書が書き終わったら、投票用紙をお渡しします。その場で投票してください。
■他の市町村で投票を行う場合
①投票日に投票所へ行けない理由を書いた宣誓書を添えて、上

田市選挙管理委員会に直接または郵送で投票用紙を請求してください。

②投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書（本人に郵送します。ただし、不在者投票証明書は開封してはいけません。）
③郵送された投票用紙（白紙のもの）、投票用封筒、不在者投票証明書を持って、滞在地の選挙管理委員会へ候補者名を書いて投票してください。なお、郵送には日数を要しますので、早めに手続きを行ってください。

■病院などで投票を行う場合
不在者投票のできる施設（指定された病院や老人ホームなど）に入っている人は、その施設で不在者投票ができますので、施設に申し出てください。
※不在者投票所には、候補者の氏名を掲示してありません。

★不在者投票の期間と時間

■三月六日（日）から同十二日（土）までの七日間
■受け付けは選挙管理委員会室（市役所四階）で、土・日曜を問わず、午前八時三十分から午後五時まで行います。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報が発行されます。自治会長さんのご協力をお願いします。自治会に加入されていないなどの理由で、直接送達を希望する人は、事前に選挙管理委員会にお申し出

ください。郵送します。

また、万一

未着の場合は、各支所または市役所に準備を置いてありますので、お申し出を。



みんなそろって、きれいな一票。

だれにでもできる

選挙運動

■選挙運動用はがき：選挙運動用として表示を受けた「はがき」を候補者からもらって、知人などに出すことができます。記載する内容については、虚偽や公共の秩序、善良な世間のならわしに反することのない限り自由です。同一世帯内あての場合の表書きは連名でもよいですが、工場、事業所、会社などへ「御中」または「御一同様」などと書き、回覧することはいけません。このはがきは、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ選挙郵便物差出票を添えて差し出してください。

■個人演説会：個人演説会で、応援演説することができます。

■個々面接：電車やバスの中、あるいは道路など、たまたま友人や知人に出会い、その機会を利用して投票を依頼することがあります。

■電話による投票依頼：電話で投票を依頼することは、原則として、どなたでも自由にできます。はつきり候補者の氏名を言って投票を依頼してもよいし、だれにかけてもかまいません。しかし、相手の迷惑も考えず、一人よがりばかり、かえって逆効果になることもありますので、じゅうぶん注意が必要でしょう。

※このような選挙運動も、実際にできるのは、候補者の届出が済んだときから投票日の前日までです。また、公務員や特定の人は他の法律で禁止や制限を受けます。

「してはいけない」

選挙運動

■飲食物の提供の禁止：選挙運動に関してはその名目はどうであらうと、飲食物（なら加工しなくても、そのまま飲食に供し得るもの。例えば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子など）を提供することはできません。例えば、候補者が選挙運動員や選挙運動に使用する労務者を慰労する目的で飲食を提供する第三者が候補者を激励するために、陣中見舞いとして候補者などに飲食物を提供することはいけません。陣中見舞いに清酒を持つて行くことも、これに含まれます。ただし、お茶や日常用いられている程度の菓子はさしつかえありません。



政治家の寄附は禁止

■戸別訪問の禁止：戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居宅を訪問することです（官公庁、会社、工場、事務所なども戸別の中に入ります。また、一戸だけ訪問しても、その状況、内容などにより戸別とみなされることもあります）。

※そのほか、署名運動の禁止、人気投票の公表の禁止、買収（きよう）の禁止、選挙妨害の禁止、連呼行為の制限、氣勢を張る行為の禁止、ポスターの制限があります。

長野県市町村広報コンクール

広報紙、組写真、ビデオが 奨励賞を受賞！

このほど、長野県市町村広報コンクール・広報紙の部、広報写真の部、広報ビデオの部で上田市がそれぞれ奨励賞を受賞しました。

広報紙は、在宅介護を特集した昨年9月1日号「写真」が、また、広報写真（組写真）は昨年10月16日号の表紙に掲載した「伝統を守る・鉄砲鍛冶―手先自在、鑿をかます」が、広報ビデオでは昨年11月28日、信越放送（SBC）で放映された「ふれあい上田―橋と港と朝市と：姉妹都市上越」が、それぞれ入賞したものです。



輸入食品の安全性、米の輸入の問題点についての講演会を次のとおり開きます。



▽とき 3月5日(土)午後2時から3時まで
▽ところ 中央公民館(材木町) ▽内容 日本消費者連盟参与・竹内直一さんによる「あなたの食生活に不安はありませんか―輸入食品を考える―」
▽受講料 無料
▽問い合わせ 生活環境課(内線1388)



毎日食べる米

3月18日に防火管理 者「実務講習会」

▽とき 3月18日(金)午後2時から午後4時30分まで
▽ところ 中央公民館大会議室
▽資格 防火管理者の資格がある人
▽受講料 無料 ▽申し込み 2月25日(金)から3月15日(火)までに消防本部予防課(☎260119内線217)へ。定員130人で締め切ります。

お出かけください 上田民俗芸能祭り

千年の歴史と文化が生きるまち、上田。そこには、古くから民衆の間で守り伝えられた貴重な文化が息づいています。五穀豊穡、疫病退散を願って舞われる民俗芸能を五つの団体が一同に会して第1回民俗芸能祭りを開きます。入場無料。

▽とき 2月26日(土)午後1時から3時まで
▽ところ 文化会館大ホール(材木町) ▽出演 三頭獅子(下之郷)、万才(塩田新町)、お囃子(西前山)、おかざき・鳥刺し(奈良尾)、ささら踊り(保野)
▽問い合わせ 社会教育課(内線1721)

ご寄付お礼

善意をありがとうございます。

▽株力ネコ・コーポレーション様(群馬県太田市) 10万円 社会福祉基金積立金に
▽匿名 10万円 高齢者福祉事業に
▽茅野由子様(岩門) 10万円 社会福祉基金積立金に
▽日本たばこ産業株上田営業所様 たばこの吸い殻受け10個 上田城跡公園に
▽中沢吉春様(川辺町) マッサージ機一台 高齢者福祉センターへ
▽平林瑠璃子・由貴様(五加) りんご一箱 デイサービスセンターへ
▽岩清水農産物直売所 同様 5万円 社会福祉基金積立金に
▽金沢徳喜様(岩清水) 3万円 社会福祉基金積立金に
▽匿名 絵画(十号) 一点 清明小学校へ
▽公明党女性局上田支部様 タオル千六百七十四本 市内社会福祉施設へ

お年玉付き年賀はがき
1等賞品の贈呈式
(2月4日、上田郵便局)



県営住宅の入居者 受付は3月1日から

県営住宅の入居者の統一募集
を行います。

▽受付期間 3月1日(火)から
同10日(木)まで。ただし、受付期
間中に応募のなかった住宅につ
いては、引き続き申し込みを受
け付けます。▽入居資格 県
内に居住または勤務し、同居す

市営住宅^補入居者 申込は管理課まで

市営住宅の補充入居者を次の
とおり募集します。申し込みは
管理課までどうぞ。

▽募集団地 入居待ちの申し
込み者のない団地 ▽申し込み
受付期間 2月16日(水)から3月
31日(木)まで ▽問い合わせ 管
理課(内線1505)

商品量目を調査する 「計量モニター」

モニターの皆さんには、商品
の量目調査をお願いします。

▽応募資格 ①食料品関係の
販売業を営んでいない、または
これに携わっていない人②昼間
の会議(5月2回、7月、1月)
に出席できる人 ▽職務内容
指定する期間内に購入した商品
の目方を計って日誌に記入し報
告していただきます。▽募集
人員 12人 ▽応募方法 はが
きに住所、氏名(ふりがな)、
年齢、家族構成、電話番号を記
入し、「〒386上田市大手1-11-
16 上田市役所商工課」へ3月
31日(木)までにお送りください。
▽問い合わせ 商工課(内線
1403)

▽ガールスカウト長野県第
二十五団様 一万五千元
社会福祉基金積立金に
▽ガールスカウト長野県第
五団様 一万五千元 社会
福祉基金積立金に
▽市村福江様(新田) 一万
九千八百七十円 社会福祉
基金積立金に
▽塩田陶芸会様 三万円
社会福祉基金積立金に
▽岬音楽事務所様(兵庫県
西宮市) 一万九千二百四十
八円 社会福祉基金積立金
に
▽手塚久雄様(川辺町) う
るち米十五、酒四本、お
茶六本、りんご一箱 報恩
寮へ
(5年11月4日〜6年12月16日受け付け)

より親しまれる紙面作りにご協力ください。奮ってどうぞ

広報モニター やってみませんか。

平成6年度

意見・提案などをアンケートで



市では「広報うえだ」が市民
の皆さんに、より親しまれ、よ
り読まれるものになっていくため、

次により平成六年度の広報モニ
ターを募集します。モニターの
皆さんには、広報に対する意見
や提案などをお寄せいただき、
市民参加の紙面作りの一端を担
っていただきます。

▽応募方法 二十歳以上の市
内在住者(公務員を除く)▽募
集人員 一般公募十人程度 ▽
任期 委嘱の日から翌年三月三
十一日まで ▽職務内容 ①モ
ニター会議への出席(年三回程
度)②アンケートへの協力など
▽謝礼 記念品を贈呈 ▽応
募方法 はがきに「住所、氏名
(ふりがな)、年齢、職業、電話
番号、広報うえだへひとこと」
を書いて、三月三十一日(木)まで
に秘書課(〒386上田市大手1-
11-16)へ。

秘書課

☎224100 内線1112



結氷した須川湖



何にでもチャレンジャー。だから国民年金

学生も 国民年金に 加入します

平成3年3月までは、学生であれば20歳を過ぎていても国民年金には任意で加入すればよいことになっていました。つまり、任意加入していなかった学生の場
合、在学中に事故などで障害者となつてしまつても、障害基礎年金を受けること

ができませんでした。また、将来受けることとなる老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めることによって満額の年金が支給される仕組みです。その年金が支給される仕組みでも、その年金が卒業してから年金に加入しても、40年を満了することにならないものでした。このようにすることを防ぐため、平成3年4月から学生も20歳から国民年金に加入することになりました。

何にでもチャレンジできる——学生時代は危険がつきものです。だからこそ国民年金に加入して、万一のときに備えることも大切ですね。加入手続きは、家族が代行してもかまいません。まだ、手続きをしていない人は、早めに国民年金の窓口にお越しください。
▽問い合わせ 国保年金課（内線1366・5・1366）



視覚障害者に対し 電気料の一部補助

市では、火気の取り扱いが困難になりやすい視覚障害者に対し、電気料の一部を補助します。
▽対象 次の要件にすべて当てはまる人。①上田市内に住所があり、生計中心者またはその配偶者が視覚について、身体障

固定資産課税台帳 の縦覧4月1日から

毎年3月に行っている固定資産課税台帳の縦覧は、今年は評価替えにより一か月延期となります。ご了承ください。
▽期間 4月1日（金）から同20日（水）まで。時間は午前8時30分から午後5時まで（平日）。▽

廃車・名義変更の 手続きはお早めに

軽自動車等（原付自転車、小型特殊および二輪、四輪の軽自動車）を廃棄、または譲渡したときは、4月1日（金）までに次の場所へ手続きをしてください。

ところ 市役所資産税課（本庁舎1階・内線1292）



4月1日までに手続きを

■原付自転車・小型特殊：市民税課、塩田・川西両支所へ。廃車の場合はナンバープレートと印鑑を、名義変更の場合は譲渡証明書と印鑑を持参してください。

■二輪、四輪の軽自動車（車検が必要なもの）：県自家用自動車協会上小支部（☎231875）へ。

※4月2日（土）以降に手続きをすると、平成6年度軽自動車税が課税になるのでご注意ください。
▽問い合わせ 市民税課（内線1286）

訂正とおわび 2月1日付けの「広報」5ページ「グラフで見る市の家計簿」に、次の誤りがありました。訂正し、おわびします。「公営企業会計決算」の水道事業のあらましで、「年間配水量1507m³を「1507万m³」に

3月の相談

相談名	日時	会場など
法律相談 (予約制)	3月11日(金) 13:30~15:30	市役所 生活環境課 (南庁舎3階) (内線1389)
	3月25日(金) 13:30~15:30	
人権・悩みごと相談	3月3日(木) 13:00~16:00	
土地建物相談	3月10日(木) 13:00~16:00	
農地問題相談	3月1日(火) 8:30~17:00	農業委員会 (本庁舎2階)
行政相談	3月14日(月) 10:00~15:00	西武デパート
心配ごと相談	毎週火曜日 10:00~15:00	社会福祉協議会 (☎ 27 2025)
法律相談	3月19日(土) 10:00~正午	上田商工会議所 (☎ 22 4500)
法律相談 (予約制)	3月16日(水) 13:30~15:00	
保険年金相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	市役所
市民相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
児童相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
母子相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
子育て相談	毎週月~金曜日 8:30~19:30 (土曜日は12:30)	東部保育園 保育センター (☎ 26 3096)

今月の納税

納期限は2月28日(月)

- 固定資産税 4期
(都市計画税)
- 国民健康保険税 8期

便利で確実な口座振替のご利用を

「滞納処分」による 電話加入権の公売

市税等の滞納処分による、電話加入権の公売を次のとおり行います。

▽とき 3月9日(水)。入札時間は午前10時から10時10分まで(説明は午前9時45分より)
▽ところ 市役所南庁舎5階第3・4会議室
▽方法 競争入札
▽台数 当日決定
▽入札参加者 印鑑をお持ちになり、本人がおいでください。代理人の場合は、必ず本人自筆の委任状と代理人の印鑑をお持ちください。

状と代理人の印鑑をお持ちください。▽その他 公売当日までに、滞納者が市税を完納した場合には、公売を中止します。▽問い合わせ 収税課(内線1301・1303)

恩給欠格者の皆さん 請求お済みですか

総理府の認可法人である平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者(外地勤務の経験があり、加算を含めた在職年3年以上の人)に、内閣総理大臣名の書状・

銀杯などを贈呈しています。また、同じく引揚者(先の大戦の終戦に伴い、本邦以外の地域から引き揚げてきた人のうち、昭和42年法律第114号による特別交付金を受けた人)に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

▽平和祈念事業特別基金業務第1課(〒112東京都文京区大塚5-3-13・☎03-3945-4704)
なお、請求書類は、市役所厚生課(内線1606)にも置いてあります。



次

世代を担うすべての子どもたちへ 「ご存じですか。『フォスター・プラン』」

今年は、国連が定めた国際家族年。家族のきずなを考え直すこの機会に、海の向こうの世界に住む子どもたちにも目を向けてはどうでしょうか。フォスター・プランは、国連経済社会理事會によって公認・登録された、特定の宗教・政治に関係のない、民間で非営利の国際援助機関です。日本では、1984年に活動が開始され、1986年4月に外務省の財団法人に認定されました。「フォスター」とは「育てる・助成奨励する」という意味です。

そのため、フォスター・プランの援助は地域開発に力を入れ、現地事務所と現地政府、住民が一体になり、学校教育をはじめ、健康管理、職業訓練、公共事業などに取り組んでいます。フォスター・プランの活動について資料請求などは左記まで。

■(財)日本フォスター・プラン協会
広報部(〒154東京都世田谷区太子堂4-3-11城南ビル5F・☎03-5481-6100)

インドに住むフォスター・チャイルド



健康

いづばん

●斉藤大輝くん

(5か月・山口)

「今はなんでも口に入れようとします。とにかく元気がよく、にぎやかです」と母の直美さん。



保健ガイド

保健予防課 (内線 1374)

■3月の乳幼児健康診査

▷受付時間 いずれも午後1時～2時 ▷持ち物 母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラシ(1歳6か月児)。1歳6か月児は、赤ちゃん手帳の中にある健康診査票に記入してお持ちください。3歳児の健康診査票は、様式が変わりました。また、視聴覚検査のアンケートも加わりましたので用紙をお送りします。ご記入のうえ健康診査にお出かけください。

■保健センター(市役所南庁舎2階)

健 診	実 施 日	生 年 月 日
4 か 月	3月8日	5. 10. 16～10. 31
	3月22日	5. 11. 1～11. 15
10 か 月	3月4日	5. 4. 16～ 4. 30
	3月24日	5. 5. 1～ 5. 15
1歳6か月	3月9日	4. 8. 16～ 8. 31
	3月23日	4. 9. 1～ 9. 15
3 歳	3月2日	3. 2. 1～ 2. 15
	3月18日	3. 2. 16～ 2. 28

■塩田母子健康センター(塩田地区)

4 か 月	3月29日	5. 10. 16～11. 15
10 か 月		5. 4. 16～ 5. 15
1歳6か月	3月16日	4. 7. 16～ 9. 15

■川西社会福祉センター(川西地区)

4 か 月	3月25日	5. 10. 16～11. 15
10 か 月		5. 4. 16～ 5. 15
1歳6か月		4. 8. 16～ 9. 15

■各種検診・基本健康診査の申し込み

平成6年度の各種検診(胃がん、肺がん、乳がん、大腸がん)の申込書(受診状況調)を2月上旬に全戸配布しましたが、すでに申し込みはお済みでしょうか。この申込書により、各検診の受診状況についても調査しますので、全戸必ず提出してください。

▷提出方法 申込書(受診状況調)を提出用封筒に入れ、各自治会の方法に従い、自治会長または保健予防課に提出してください。

■痴呆老人をささえる家族の会

▷とき 2月28日(月)午後1時30分～3時30分 ▷ところ 保健センター(市役所南庁舎2階) ▷内容 ①介護体験の話し合い②春に向けての食事の工夫(在宅栄養士による、試食もあり)③豆人形(ひな人形)作り ▷その他 当日、患者さん本人の参加も可能です。また介護を代わる人がいない場合は、婦人ボランティアが伺いますので、いずれの場合も2月21日(月)までに保健予防課(内線1377)へご連絡ください。

精神障害者家族会

講演
演 会保健予防課
(内線1375)

▷とき 2月24日(木)午前1時30分～3時30分 ▷ところ 市福祉会館(2階大会議室) ▷内容 千曲荘病院副院長・遠藤謙二さんによる講演「心を病むとは…～社会のなかで共に生きていくためには～」

基本健康診査・子宮がん検診の結果

■若さを知る目安「基本健康診査」

平成5年12月までに基本健康診査(血圧や血液、尿、眼底、心電図などの検査)を受けた人は3,578人、うち生活習慣の指導を受けた人は1,435人(40%)、治療が必要な人884人(25%)となっています。

指導、治療が必要とされた人の内訳は次のとおりです。

①血圧=965人 ②心電図=321人 ③肝疾患=165人 ④糖尿病=164人 ⑤貧血=160人 ⑥腎機能障害=57人

基本健康診査は、40歳以上の方が市内の医療機関で受けられます。(受診料は1,000円。70歳以上は無料)

■9%の人が治療が必要「子宮がん検診」

平成5年12月までに子宮がん検診を受けた人は1,517人、うち異常のなかった人は950人(63%)、なんらかの異常があった人427人(28%)、治療が必要な人140人(9%)となっています。

子宮がん検診は、30歳以上の方が市内の産婦人科のある医療機関で受けられます。(受診料は1,000円。体がん検診は700円加算。70歳以上は無料)